

■市外地域密着型サービス事業所（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護）の指定について（その1）

【当該事業所の概要】

申請者 社会福祉法人 慈徳会
申請者住所 茨城県鹿嶋市大字武井1956番地3
代表者 理事長 松倉 則夫
事業所名 特別養護老人ホーム 松寿園
事業所所在地 茨城県鹿嶋市大字武井1956番地3
事業の種類 介護老人福祉施設入所者生活介護
(平成26年4月1日 茨城県鹿嶋市指定)
利用定員 28名

【要旨】

特別養護老人ホームについては、平成23年度の国の制度改正で、ユニット部分とそれ以外の部分（従来型個室又は多床室）のそれぞれで適切なケアが行われるよう、別々の施設として指定を行うこととされました。この手続きは、直近の指定更新までは猶予期間が設けられておりましたが、上記施設については平成26年3月末で指定更新時期を迎えたため、別々の施設として指定を行った際、新たに佐倉市の指定が必要となった案件です。

【経緯】

当該事業所はユニット型個室72床、多床室等28床、計100床の一部ユニット型介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）として運営を行っており、対象被保険者は、平成19年6月から当該事業所の多床室を利用しておりましたが、平成23年9月1日から施行された、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成23年厚生労働省令第106号）において一部ユニット型施設等の類型が廃止されたことに伴い、指定更新時に、当該施設のユニット型個室部分を（広域型）介護老人福祉施設、多床室等部分を地域密着型介護老人福祉施設として別々に指定される事となりました。

地域密着型介護老人福祉施設とは、原則として施設が所在する市町村に居住する要介護者が入所できる、定員29人（床）以下の小規模な特別養護老人ホームで、施設が所在する市町村と、入所希望者の住所がある市町村が、それぞれ指定を行います

そのため、対象被保険者が引き続き当該施設の多床室を利用するためには、市において当該事業者の指定が必要となることから、介護保険法第78条の2第4項第4号の規定に基づき茨城県鹿嶋市に対して同意依頼を行い、同市から同意を得たうえで、同法第42条の2第1項に基づき、平成26年3月31日付（指定効力発生は平成26年4月1日から）で地域密着型サービス事業所としての指定をいたしました。